



下記農地は、農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同法第33条第2項において準用する同法第32条第3項の規定に基づき公示する。

令和7年3月5日

成田市農業委員会会長 諏訪 恵昨



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m ²)	農地に関する 権利の種類	農地の所有者等の 情報
竜台字海老救沼1994番	田	1,021	賃借権	鈴木 政雄 (平成14年5月2日 死亡)
竜台字伊谷田2032番1	田	1,014		
竜台字馬越場2053番	田	330		
竜台字馬越場2054番	田	1,021		
竜台字馬越場2061番	田	1,021		
竜台字馬越場2062番	田	1,021		
竜台字馬越場2069番3	田	135		
竜台字馬越場2070番	田	1,021		

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第33条第1項の農地について、同条第2項において準用する同法第32条第3項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者(以下「所有者等」という。)を確知できないことから行うものである。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名、住所

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名)

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して2か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について、都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。